

中京大学文学部所蔵「坪内惣兵衛書状」

——キリシタン詮議に付——

加 藤 壺 弥

はじめに

本史料は、キリスト教の弾圧が強化される十七世紀半ばの尾張・美濃地域にむけて発給されたキリシタンの処遇に関する書状である。これは、江戸に在府している旗本・坪内惣兵衛が、自身の弟で在地に居る嘉兵衛の治める知行地でキリシタンが発覚したため、その処遇に関して、嘉兵衛宛にいくつかの指示を出したものとなっている。幕府・尾張藩の指示のもとで対応追われる旗本の様子とキリシタン弾圧の実例を見ることが出来る興味深い文書であると言える。

同史料は現在、中京大学文学部が古書店より購入し所蔵しており、これまで学内での展示会や学生の実習等で利用されてきたが、管見の限りキリシタン弾圧を対象としたこれまでの研究の中で取り挙げられておらず、今回紹介する事で同地域におけるキリシタン弾圧の新たな事例として今後の研究の一助となる史料であると思われる。

一 濃尾地域のキリシタン

まず、本史料の背景となる濃尾地域のキリシタン史を概観しておく。

濃尾地域におけるキリスト教布教の歴史は古く、フランシスコ・ザビエルが鹿兒島に到着した天文十八（一五四九）年から数えてわずか十七年後の永禄九（一五六六）年に尾張において布教が始められている。尾張での初期の布教はコンスタンチノという洗礼名の日本人によって行われ、永禄から元龜のうちに六百人が洗礼を受けたとされる¹⁾。織田信長・信忠の膝下であつた美濃では彼らの庇護を受けてキリスト教は大きな広がりを見せ、信忠の子、織田秀信は文禄三（一五九四）年にオルガンティノより洗礼を受けるなど、岐阜城下を中心にキリシタンは増加した。

以上のように濃尾地域では織豊期にキリスト教が隆盛していたが、豊臣秀吉のバテレン追放令・徳川家康による慶長年間の禁教令と続き、江戸幕府二代將軍徳川秀忠の代にも引き継がれた禁教の流れにより、キリスト教は全国で大きな弾圧を受けた。長崎では一般に「元和大殉教」と呼ばれる宣教師らの大弾圧が行われ、その後も江戸幕府によるキリシタン弾圧は広がり、寛永十四（一六三七）年に発生した島原の乱を経て鎖国が完成するに至つた。江戸幕府三代將軍徳川家光のもとで定められた鎖国政策では、スペインなど諸外国との断

交など、貿易上の規制に加え、キリスト教の布教も禁止された。このことが全国のキリシタンに多大な影響を及ぼしたことは言うまでもないが、尾張でも寛永年間（一六二四）以降、断続的に摘発・弾圧が行われた。

尾張藩での最初のキリシタン摘発は、島原の乱に先立つ寛永八（一六三二）年の丹羽郡高木村（現愛知県丹羽郡扶桑町）から約五〇名が摘発され四十四名が江戸に送られた事例である。また同十四年には三〇〇余人のキリシタンが斬首され、続く寛文元年には塩・帷子（現岐阜県可児市）にてキリシタンが発覚し検挙されるなど、濃尾地域では数多くのキリシタンが摘発・処罰された。また同年尾張藩は幕命により藩内に吉利支丹奉行を設置し、海保弥兵衛・高力七兵衛がこれに就任、弾圧が強められた。寛文年間に捕らえられた者は江戸へ送還され吟味を受けることもあり、許される者もいたようだが多くは尾張にて処刑されている。この寛文年間の濃尾地域のキリシタン一斉弾圧は一般に「濃尾崩れ」と言い、史上でも大きな弾圧として知られている。

次にこれまでの濃尾のキリシタンについての先行研究を挙げる。濃尾キリシタンについては戦前に森徳一郎氏²⁾により

詳細な年表の作成が行われて以降、柴田亮氏ら³⁾によつて弾圧の詳細な分析が積み上げられた。ここでは先述したような弾圧の場所や人数といった経過に関する検討のほか、尾張藩から出された高札など多くの史料が検討され、寛文元年に十人組を改組して五人組を結成させ領民を相互に監視させた事や、キリシタンを発見し訴え出た者に礼銭が支払われるなどの形で進められた弾圧の実態が明らかにされている。

また尾張藩による寛文期の弾圧の背景とその展開については清水紘一氏による詳細な研究がある⁴⁾。氏はキリシタン禁教政策の実施背景を尾張藩の藩政改革の一環として理解すべきとし、弾圧に向けた宗門改機構の成立は「寛文年間の禄制改革措置と相俟つて家臣団の吏僚化を一層進め、尾張藩の藩政機構に官僚的気風の伸長を促すこととなった」と考察している。さらに、「寛文期に尾張藩をキリシタン禁制に駆り立てた原因と背景」として「尾張藩に一貫してなされた幕府の強力な行政指導」と「寛文改革と称される一連の行政改革を断行した藩内事情」の二点を指摘した。その上で、今後の尾張藩キリシタン弾圧に関する研究は寛文・延宝期に近世村落の形成などの社会構造の変化や、それに伴つた藩政の改革お

よび藩内の情勢と関連づいたものとして「全国的な背景も踏まえ、総合的に究明していくこと」を課題としてあげている⁵⁾。

このように豊富な先行研究に支えられ、その宗教的意義についてや弾圧の経過については詳細に明らかにされており、加えて新たな視点として藩や社会情勢と関連づけた研究が求められている。

以上、濃尾地域のキリシタン史を概観した。今回紹介する史料は、寛文期のものであり、キリシタンが発覚した旗本、そして尾張藩の吉利支丹奉行および江戸幕府の宗門改役の三者の対応の様子を確認することが出来る。

本史料はこうした点から寛文期濃尾キリシタン弾圧を社会の状況や藩・幕府などを含めて総合的に検討するための重要な史料の一つであると言えるだろう。以下に史料を紹介する。

一 「坪内惣兵衛書状」の内容

以下に、中京大学所蔵「坪内惣兵衛書状」を紹介していく。史料写真と釈文・大意を添え、本史料の分析を行う。

史料概要・年次比定

本史料の形態は折紙であり、書留文言が「恐々謹言」となっている書状形式である。一紙であり包紙はない。大きさは縦三四・五センチ、横五〇・六センチである。史料中央の縦の折り目部分と史料奥に傷みの激しい箇所がみられ、判読できない字がある。

続いて年次について見ていく。史料上にあらわれている尾張藩の吉利支丹奉行の設置は寛文元（一六六一）年であり、海保弥兵衛と高力七兵衛はその際に奉行に就任している。また、この時の江戸幕府宗門改役として北条安房守と保田若狭守の名が見られる。北条の就任が万治二（一六五九）年、保田の就任が寛文二（一六六二）年であることから、本史料は寛文二年が上限となる。下限については、材料が少なく幅が出てしまうが、宗門改役である北条安房守の没したのが寛文十（一六七〇）年五月であり同年の八月発給は考えられないため、本史料の下限は寛文九年までの八月となる。この間に北条は、宗門改役にありながら寛文七（一六六七）年から播磨国姫路城の「城引渡の役」に就いており、この年の七月二十六日に姫路に滞在していることから、寛文七年を除外する

ことが出来る。

すると本史料は寛文二年から同九年のうち、同七年を除いた七年間のうちのどこかとなる。尾張吉利支丹奉行である海保や高力についての史料が少なく、このように年次比定が幅のある比定となってしまうが、多少の推論を述べるならば、本史料には尾張藩に寛文五年一月に設置された吉利支丹奉行の上役にあたる寺社奉行、ならびにその役にあつた人物の名前が全く触れられておらず、寺社奉行の創設以前であつた可能性が考えられる。そう考えると、寛文二年から同四（一六六四）年の三年間であると推察できるのではないか。

差出人・宛名となっている坪内氏は、寛文期にこれといった大きな動きはなく年次比定の材料とならない。差出である惣兵衛の諱が判読出来なかつたため、確定することが出来ないが、寛文期を通して当主であつた定長であるうか。あるいは寛文四年に没した定長の父で隠居中の定仍の可能性もある。また今回のキリシタン発覚の当事者となつている野村与平次についても、寛文期の帳面類が残存していないことから把握が出来ず、こちらも同様に年次を割り出すに足る情報を見つげ出すことは出来なかつた。



以上、史料の概要と推論を含んだが年次比定を行った。次に釈文を掲げる。

【釈文】

猶々尾張ニテ吉利支丹之、御穿鑿之御次而ニ御吟味被成、可被下候吉利支丹之穿鑿ハ、別而難成物之様ニ承及候、弥、頼入申由、尾張奉行衆へ頼可被下候、御当地兩人之奉行衆方尾張、奉行衆へ被遣候書状之写越申候、御覽可有之候、以上

去月廿六日之飛札今三日、当着拝見申候、然者最前方、被仰越候貴殿知行所内野村、与平次妻之儀尾州ニ而、埒明不申候付、今度尾州奉行、衆江戸江被申越付、其方方モ、被申遣候へ之由、内意其上、廉被申含候段、無沙汰ニ致、候へ之由、御紙面之通一々承届候、則北条房州・保田若州へ、右之趣具ニ申達候へハ、兩人衆、被申候ハ、彼者、妻・親・兄弟其、外一門悉尾張御領ニ有之、来利支丹と相知レ候上ハ、元来、尾張ニ而候間、彼地へ御請取御、諒儀候様ニ仕可然候条、御請取、御吟味候様ニと則尾張吉利支丹奉行衆海保弥兵衛・高力、七兵方江安房殿・若狭殿書

状被遣候間、貴殿方御届可有候、」尤其節貴殿方も尾張奉行「衆江可被申入八、彼者一門御領地二」罷有上八其方へ御請取御諭「儀被成被下候様二と我等方方も申」越候間、御請取被下候様二と可被申「談候儀、此上 之尾張奉行」衆被申分も有之候八、具二一々」可被申越候、重而右御兩人衆江」申談、委細可申入候、将又与平次并「子共儀妻之落着迄八弥」堅可被申付置候、誠首尾能」埒明大悦御同意得候、恐々謹言

坪内惣兵衛

八月七日

(定長力) (花押)

坪内嘉兵衛様

【大意】

史料の大意は以下の通りである。

- ・ 去月(七月)二十六日付の坪内嘉兵衛書状が、今月(八月)三日に到着し(惣兵衛)が拝見した。
- ・ 最前より、嘉兵衛より領内に住む「野村与平次の妻」がキリシタンであると発覚していたことについて、尾張では埒が明かず尾張の吉利支丹奉行衆が江戸へ申し越してきた。

・ 北条安房守・保田若狭守(宗門改役)の両名は、当該のキリシタン(野村与平次の妻)とその親類について、その悉くが尾張の者であるため、尾張で引き取り、吟味するよう書状を遣わした。

・ その書状は嘉兵衛より尾張の奉行衆へ届けてください(現在は惣兵衛が保有しているとみられ、嘉兵衛に転送するものと考えられる)。

・ 彼者(野村与平次の妻)は坪内一門の領内に居るため、嘉兵衛に対して請取と諭議を下されるように、こちら(惣兵衛)からも尾張の奉行衆へ申し伝えるので、その点について、尾張の奉行衆と話し合うべきです。

・ 与平次とその親類は、くれぐれも落着まで(嘉兵衛に)申し付ける。

・ なお尾張でキリシタンの穿鑿のついで行われるキリシタンの吟味は、格別難儀なものになるものと承っているので、くれぐれも尾張の奉行衆へ頼んでおいてください。

・ 御当地両人(宗門改役二名)より尾張の奉行衆への書状の写しを添えるのでご覧になってください。

差出人・宛名

本史料は、江戸在府中である旗本坪内惣兵衛から、分家であり在地にいる坪内嘉兵衛に宛てて出したものである。差出・宛先ともにあらわれている坪内氏は、坪内喜太郎利定を祖とし美濃松倉（現岐阜県各務原市）を本拠としていた郷土である。織田信長が美濃を攻めた際にこれに従い、功をあげたことで勢力を伸ばした。『各務原市史』では利定の嫡子源太郎（のち惣兵衛）家定と共に天正十八（一五九〇）年に家康に召し出され、喜太郎に二〇〇石、源太郎に五〇〇石が与えられたとする。利定の次男嘉兵衛らも関東に赴いたとされ、おのおの召抱えられている⁶⁰。坪内氏は美濃松倉周辺に知行を受け、関ヶ原の合戦・大坂の陣にも徳川方として参陣している。

坪内利定父子の知行所は、これも『各務原市史』によると美濃国各務郡長塚・新加納・大野・小佐野・三井・上前渡・下前渡・葉栗郡上中屋・佐野・下中屋・間島・成清・平島・米野・江川・無動寺・中野・松原島・笠田島・松倉の十九ヶ村にわたっている、父子五人で計六五三三石余の知行をつけているのは旗本でも大身であるといえよう。嫡子である源太

郎改め惣兵衛家定は一家を代表して幕府に出仕し、その後代々さまざまな役を勤め幕末を迎えている。また坪内惣兵衛家は三つの分家を持っており、彼らが知行地（在地）に残っている。喜太郎利定の次男嘉兵衛定安を祖とする前渡家・三男佐左衛門正定を祖とする平島家・長女の子を養子とした四男太郎兵衛安定を祖とする三井家の三家である。三家は知行地に在り必要に応じて江戸へ勤仕した。

本史料の差出人は、喜太郎利定より数えて四代目となる惣兵衛定長である可能性が高い。定長は万治三（一六六〇）年に父定仍より家督を譲り受けた。父である定仍も寛文四年までは存命だが、定長へ家督を譲ると共に致仕し築地に居たという。宗門改役などに関わって、江戸での活動を行っていることから見ると、当主であった定長の方に妥当性があるように思われる。

宛先である坪内嘉兵衛家は先述の通り惣兵衛家の分家である。嘉兵衛家は寛文年間に当主が変わるため、二名の人物のどちらであるか判然としない。初代嘉兵衛定安より数えて三代目で、寛文三（一六六三）年五月に病死した坪内定勝、もしくはその子であり四代目の定道であろう。定勝は病死であ

り前後の動向が分らない⁷⁻⁸。

史料からは坪内嘉兵衛の領内でキリシタン発覚したことが分かるが、このほかに史料内には尾張藩の吉利支丹奉行の名が見られ、尾張藩を巻き込んでこの問題の解決にあたっていた事を読み取ることが出来る。ここに尾張藩が関与する要因は、坪内氏の知行する各務郡・葉栗郡が木曾川を挟んで尾張藩に面している事などの地理的条件⁹（註に引用した地図を参照）が理由に挙げられるだろう。

尾張藩の旗本領への関与について、地理的要因のほかに先例もみられる。寛文元（一六六一）年にこちらも尾張藩にほど近い美濃国塩・帷子（現岐阜県可児市）でキリシタンが発覚した際、この地を知行する旗本の林権左衛門が尾張藩に取り締まりを依頼するなどの事例¹⁰が見られ、近隣の旗本は尾張藩に取り締まりの協力を依頼する事があつたようである。

尾張藩吉利支丹奉行

尾張藩では寛永年間以降の相次ぐキリシタンの摘発に対応して、吉利支丹奉行が寛文元（一六六一）年五月晦日に設置された。初代の目付には海保弥兵衛・高力七兵衛が任じられ

た。海保は奉行就任とともに二百石の加増を受けている。この寛文元年の吉利支丹奉行設置に伴い海保は幕府宗門改役北条安房守から摘発について伝授を受けていたようである¹¹。

寛文五（一六六五）年には藩内に寺社奉行が設置され、吉利支丹奉行の職掌は寺社奉行内に吸収された。これについて清水氏は「吉利支丹奉行所が新設の寺社奉行の一部局として、名称も含めてそのまま継承されていた」としており、寛文期以降も吉利支丹奉行を中心とした摘発・弾圧が続けられていった。しかしながら、本史料の年次比定にあたっては、吉利支丹奉行が寺社奉行の一部局である以上、史料内になんらかの形であらわれてくるのではないかとも思われ、推論ではあるが比定の材料として扱った。

本史料からは坪内氏領内で「野村与平次の妻」がキリシタンである事が発覚したため、尾張で落着させようとしたが、尾張ではこの問題は「埒が明かない」状態となり、尾張吉利支丹奉行兩名より、幕府にまでこの問題は持ち込まれた事がわかる。これについて幕府の宗門改役から返書があり、坪内嘉兵衛が尾張吉利支丹奉行へ届ける手筈になっている。その返書には、当事者である「野村与平次の妻」とその親類は、

ことごとく尾張の者であるため尾張で引き取り吟味を加えるべきとの内容が記されていたようである。これは寛永八（一六三一）年の摘発の際に、四十余名が江戸送りになっているという先例があるため、幕府での吟味を伺ったものであろうか。あるいは旗本領であるために、その扱いに注意を払っていたということも考えられよう。

江戸幕府宗門改役

江戸幕府に宗門改役が創設されたのは寛永十七（一六四〇）年である。相次ぐキリシタンの発覚にともない設置され、キリシタンの弾圧の中心となった。史料上にあらわれるのは北条安房守と保田若狭守である。先に宗門改役に就いたのは北条安房守であり、万治二年に就任している。名を氏長、正房と言ひ北条流兵学の祖として名が知られている人物である。ほかに地理などにも精通していたようであるが、宗門改役に關しては宗門の穿鑿心持などを記した『契利斯督記』の著作者とされ¹²⁾、のちの宗門改に大きな役割を果たした。先述の通り、尾張吉利支丹奉行である海保弥兵衛に対して摘発に伴う秘訣を伝授している。一方の保田若狭守は判然としない。

寛文二年に作事奉行と兼任する形で宗門改役に就任した。この後は宗門改役としての大きな実績は確認できず、寛文十二年に作事奉行を辞任し延宝元（一六七三）年に没した。

史料内では、「安房殿・若狭殿書状被遣候」とあるため、両者の連署状が坪内惣兵衛に下されたものと考えられよう。尾張吉利支丹奉行の両名宛に送られるものであるが、旗本領という事情からか、在府中の坪内惣兵衛から知行地の坪内嘉兵衛へと送られ、嘉兵衛より尾張へ届けられるというプロセスがとられている。

「野村与平次妻」について

ここでは、今回の摘発の当事者である「野村与平次妻」について分析する。寛文年間の前渡村を把握した帳面類は皆無であり、村のキリシタンの実態は把握できず、この人物が誰であるかは不明な点が多い。しかしながら、寛文年間ではないながらも与平次という人物は前渡に居住していたことは確認することが出来る。『各務原市史』の史料編¹³⁾に掲載されている「永井好之氏所蔵文書」にある慶長十五（一六一〇）年十月二十四日付の「前渡村山方野方改指出」は、大久保長

安によって行われた美濃一國総検地の際の写しであるが、ここに「北嶋ノ与平次」の名がみられる。与平次はこの後、「野村」という村に居住していた栗木掃部の聲に入っている。野村与平次の野村はこの地名を採用している可能性もあるが、慶長十五年の記載であるため、この時に壮年であったと考えられると寛文年間には八十歳ほどの高齢となると考えられ、この人物と同一人物ではないだろう。また野村は坪内嘉兵衛領ではない。

この人物の子や孫など、関連性が完全にゼロとは言えないがひとまずは否定的に見ざるを得ないだろう。調査の段階で見られた唯一の与平次という名であるので掲載しておく。

おわりに

以上、中京大学所蔵「坪内惣兵衛書状」の紹介と分析を行った。

本史料は、旗本坪内惣兵衛から分家の坪内嘉兵衛に死んで発給されたものである。濃尾のキリシタンは織豊期に隆盛を極めたのち、度重なる禁教政策によって衰退していったが、

中でも弾圧がもつとも苛烈になる寛文年間の発給である本史料からは、江戸幕府の意向を背景に濃尾地域のキリシタン弾圧を先導する尾張藩と、尾張藩に隣接する旗本坪内家の対応の様子を読み取ることが出来るものであった。

旗本坪内家の領内から発覚したキリシタンについては先行研究や史料にあらわれる事がなく、差出・宛名ともに判然としなかった。筆者の力不足であり恥じ入る限りだが、今後の濃尾キリシタン研究において取り上げられ明らかにされる事を切に望むばかりである。今後、濃尾キリシタン弾圧の中でも旗本領でのキリシタン摘発と藩・幕府を巻き込んだ事例の一史料として研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) 横山住雄『尾張と美濃のキリシタン』(中日出版社、一九七九年)
- (2) 森徳一郎『尾張切支丹年表・尾張切支丹礼所巡禮』(森徳一郎、一九三五年)
- (3) 柴田亮『寛文年間に於ける尾張藩の宗門改』(『史苑』十巻二号、一九三六年)
- (4) 清水紘一『寛文期尾張藩のキリシタン禁制について』(徳

その他参照文献・史料

自治体史

『岐阜県史』通史編 近世上（岐阜県、一九六八年）

『岐阜県史』資料編 近世一（岐阜県、一九六五年）

『愛知県史』通史編 近世一（愛知県、二〇一九年）

『可児市史』通史編 第二卷 古代・中世・近世（可児市、二〇一〇年）

著書

窪田明治『切支丹屋敷物語』（雄山閣出版、一九七〇年）

論文・研究ノート

村井早苗 研究ノート「寛文期のキリシタン禁制についての一史

料 幕閣と臼杵藩との交渉」（『史艸』第十七巻、一九七六年）

史料

『正事記』第三卷（『名古屋叢書』第二十三巻、隨筆編、六、名古屋
屋市教育委員会、一九六四年）